（合併の認可の申請）

第二十一条　長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十一の二　合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十二～十四　略］

2　［略］

（会社分割の認可の申請）

第二十一条の二　長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十　略］

十の二　当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十一～十五　略］

2　［略］

（事業譲渡等の認可の申請）

第二十二条　長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～九　略］

（合併の認可の申請）

第二十一条　［同上］

［一～十一　同上］

十一の二　合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十二～十四　同上］

2　［同上］

（会社分割の認可の申請）

第二十一条の二　［同上］

［一～十　同上］

十の二　当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十一～十五　同上］

2　［同上］

（事業譲渡等の認可の申請）

第二十二条　［同上］

［一～九　同上］

九の二　当該事業の譲受けにより長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十・十一　略］

2　［略］

（銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第二十五条の三　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第二十五条の四　長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十　長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十三　略］

十三の二　合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外

九の二　当該事業の譲受けにより長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十・十一　同上］

2　［同上］

（銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第二十五条の三　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第二十五条の四　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十　［同上］

［一～十三　同上］

十三の二　合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる